個別契約書

茅ヶ崎市向けGISを用いたデジタルサイネージシステム開発プロジェクト

委託者：茅ケ崎市（以下「甲」という。）と受託者：DE\_8以下「乙」という。）とは、オンライン業務システムの要件定義、外部設計、システム及びデバイス開発に係る業務（以下「本件業務」という。）の委託に関して、次の要綱及び後記契約条項の通り契約（以下、合わせて「本契約」という。）を締結する。

1.具体的作業内容

作業範囲は、オンライン業務システム要件定義書に基づく要件定義、外部設計、システム

開発、テスト及び書類制作とする。

途中での機能追加の要請は別途期間を甲乙会議で検討の上、可能であれば追加する。ただ

し、この場合委託料が上乗せとなるものとする。

2.契約類型

契約類型は準委任型とする。

3.作業期間又は納期

作業期間は令和2年4月1日から令和2年12月12日とする。納期は下記に記載した通りとする。

企画書 令和2年8月5日

プロジェクト憲章 令和2年8月5日

個別契約書（本契約書） 令和2年8月5日

WBS・ガントチャート 令和2年8月5日

コミュニケーション計画書 令和2年8月5日

リスク計画書 令和2年8月5日

EVM 令和2年12月12日

外部設計書 令和2年12月12日

システム開発設計書 令和2年12月12日

成果物 令和2年12月12日

4.作業スケジュール

企画書、プロジェクト憲章、個別契約書を令和2年8月1日までに作成する。要件定義書を８月５日までに作成する。そこで定義された内容を基に、春学期成果報告会を行う。12月12日に最終発表をもって、作業を終了とする。

5.甲・乙の役割分担

甲：乙の提示する書類の確認・監視

乙：業務管理プロジェクトの開発

6.連絡協議会の運営に関する事項

連絡協議会の開催は、毎土曜日もしくは日曜日の12時40分～15時まで行う。
他至急の連絡や要会議案件があったら都度開催日程を立てる。

7.甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等

甲が乙に提供する資料は企画書、仕様書とする。

8.作業環境

作業場所は各自任意の場所。

9.乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という。）の明細及び納入場所

  乙は納期までに以下のものを納入する。

① 企画書

② プロジェクト憲章

③ 個別契約書（本契約書）

④ WBS

⑤ ガントチャート

⑥ コミュニケーション計画書

⑦ リスク計画書

⑧ EVM

⑨ 外部設計書

1. システム開発設計書
2. 成果物

10.委託料及びその支払方法

委託料は、総額700万円とする。

成果物の機能を追加する場合、委託料がその分上乗せされるものとする。詳細はその場で

別途会議を行うものとする。

11.検査又は確認に関する事項

12月12日に納品される資料及びソースプログラムファイルにて、検査、確認を行うこと

とする。

令和２年　５月２2日

甲：茅ケ崎市　印

乙：DE\_8　印